

## 器物破損の処理について

北茂安中学校

生徒の器物破損に係る事後の取扱いについて、統一の処理を行うため、必要事項を以下のとおり定める。

- 1 職員は、原因者に確認を行い、別紙「器物破損届」により破損の状況を速やかに教頭及び事務職員に報告すること。
- 2 器物破損に係る賠償等については破損時の状況により、校長・教頭・担任等・生徒指導主事・事務職員の協議によるものとし、最終的に校長が決定する。
- 3 生徒が学校器物を破損した時は、原状復帰に係る費用を以下のように負担させるものとする。
  - ① 故意又は過失により破損した場合、全額負担。  
但し、過失により破損した場合は、25,000円の範囲内で状況に応じ前項により負担額を決定する。
  - ② 賠償保険等に加入の場合は、前号但し書きの規定にかかわらず全額負担とする。
- 4 原因者が複数の場合、過失割合に応じて負担させる。
- 5 担任等は、保護者と十分に連絡をとること。
- 6 学校は、学校賠償責任総合補償プラン(スクールキーパー保健)の学校加入の有無を確認し、適用の是非を検討する。

この処理については、平成20年4月1日から施行する。

令和4年4月1日一部改正。

# 器物破損届 中学校用

1 年 組 名前 \_\_\_\_\_

2 日時 令和 年 月 日 時 \_\_\_\_\_

3 品目及び数量(金額) \_\_\_\_\_

4 理由 \_\_\_\_\_

5 処置 \_\_\_\_\_

6 反省 \_\_\_\_\_

7 担任等の指導

	校長	教頭	担任	生徒指導	事務職員
所見					

負担区分	
学校	原因者

上記のように破損しましたので、連絡いたします。

保護者確認欄

令和 年 月 日

氏名(自署) \_\_\_\_\_